

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第5号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和46年佐賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号から第3号(警察学校で行う宿日直勤務に限る。)までに掲げる宿日直勤務については、<u>7,200円</u></p> <p>(2) 前条第3号(警察学校で行う宿日直勤務を除く。)から第6号までに掲げる宿日直勤務については、<u>5,900円</u></p> <p>(3) 前条第7号に掲げる宿日直勤務については、<u>5,100円</u></p> <p>(4) 前3号に掲げる宿日直勤務以外の宿日直勤務については、<u>4,200円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号から第3号(警察学校で行う宿日直勤務に限る。)までに掲げる宿日直勤務については、<u>7,400円</u></p> <p>(2) 前条第3号(警察学校で行う宿日直勤務を除く。)から第6号までに掲げる宿日直勤務については、<u>6,100円</u></p> <p>(3) 前条第7号に掲げる宿日直勤務については、<u>5,300円</u></p> <p>(4) 前3号に掲げる宿日直勤務以外の宿日直勤務については、<u>4,400円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。